

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 大規模施設等に対する協力金(変更)

県の要請に応じて時短営業に御協力頂いた大規模施設等に支給する協力金を変更しました。

【対象地域】 (1) 8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）

及び期間 ① 8月8日(日)20時から 9月12日(日)24時までの全36日間

② 8月14日(土)20時から 9月12日(日)24時までの全30日間

(2) 8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町

③ 8月16日(月)20時から 9月12日(日)24時までの全28日間

(3) 8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町

④ 8月19日(木)20時から 9月12日(日)24時までの全25日間

(4) 8/20から緊急事態措置区域となる県内全域

⑤ 8月20日(金)20時から 9月12日(日)24時までの全24日間

【対象施設】 県の要請に応じ営業時間短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】 9月13日(月)～11月15日(月)(予定)

【申請方法】 郵送又はインターネット

【支給額】 (1) 大規模施設

時短営業に応じた部分の面積1,000㎡ごとに20万円 × 時短率(*) × ①～⑤の期間

(2) 大規模施設のテナント・出店者等

時短営業に応じた部分の面積100㎡ごとに2万円 × 時短率(*) × ①～⑤の期間

(* 時短率 = 短縮した時間 / 本来の営業時間 この他、テナント店舗数等による追加加算あり)

詳細は、県ホームページ等により公表します。